

＜訂正表＞

この度は、『C-Book 憲法Ⅰ又はⅡ』(第2版 第1刷)をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。

本文において、以下のとおり誤りがございました。お手数ですが、訂正をお願い申し上げます。

お客様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当箇所	誤	正
第Ⅰ巻 251頁 問題文肢イ 3行目	その <u>医師</u> は憲法13条の…	その <u>意思</u> は憲法13条の…
第Ⅰ巻 461頁 判例 11行目、 13行目、 18行目、 欄外6行目、 12行目	提とう	堤とう
第Ⅱ巻 9頁 上部記載の図 【行政国会現象】 左側	①内閣提出法案 (9割近い)	① <u>成立法律の圧倒的多数が 内閣提出による</u>
第Ⅱ巻 114頁 中段記載のTOPIC 文の一部	<p>両議院の議員は、国庫から相当額の報酬を受けますが(49)、具体的にはどのくらいの金額なのでしょう。議長・副議長を除く一般の議員には、「政務次官の俸給月額に相当する金額」たる132万8千円が歳費として毎月支給され、期末手当が年約635万円支給されます。</p> <p>これは、「一般職の国家公務員の最高額より少なくない金額」(国会35)であり、年間2,200万円以上に上ります。</p> <p>～以下略～</p>	<p>両議院の議員は、国庫から相当額の報酬を受けますが(49)、具体的にはどのくらいの金額なのでしょう。議長・副議長を除く一般の議員には、「<u>大臣政務官の俸給月額に相当する金額</u>」(<u>国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律1</u>)たる<u>130万1千円</u>が歳費として毎月支給され、<u>さらに</u>期末手当が年<u>2回</u>支給されます(<u>同2</u>)。</p> <p>これは、「一般職の国家公務員の最高額より少なくない金額」(国会35)であり、年間<u>約2,200万円</u>に上ります。</p> <p>～以下略～</p>

※ 上記以外の訂正も、LEC ホームページ (<http://www.lec-jp.com/>) のゴジラ(誤字等)コーナーに掲載予定ですので、そちらをご参照ください。



0 001212 074292

LL07429